

## 平成 23 年第 4 回市議会定例会において採択となった陳情

番 号	陳 情 第 94 号	受理年月日	平 22. 9. 28
件 名	みなと大通り公園の安全対策について		
結 果	平成 23. 12. 16 第 4 回定例会で採択		
付託委員会	建設委員会		
<p>(委員会における審査経過)</p> <p>本件は、1 項＝みなと大通り公園には、車どめポールが 163 本あるが、現在 83 本しか明かりがついておらず、夜間は危ないので全てのポールに明かりをつけること。2 項＝車止めポール間の鎖で転倒する人が多いので鎖を撤去し、代わりに車どめポール間にベンチや花壇を配置し、有効活用を図るとともに車道への飛び出し防止とすること。以上の点について要請されたものである。</p> <p>本件に対する当局の考え方や対応状況等について伺ったところ、みなと大通り公園は景観に十分配慮する中で広々とした憩いの空間を創出し、子供からお年寄りまで多くの市民がいろいろなイベントに利用できる「みち広場」としての位置付けのもと、市道市庁前線の中央分離帯部分を平成元年度から 4 年度にかけて公園として整備したものである。</p> <p>同公園は両側を車道に囲まれており、安全対策上、公園利用者の車道への飛び出し防止及び車両の公園への飛び込み防止が必要なことから、県公安委員会との協議により公園と車道との境に 2.5m 間隔で車止めを配置するとともに、横断防止用の鎖を設置したところである。同公園の車止めについては、標準タイプ 80 本、照明タイプ 39 本、また、植栽しているケヤキのライトアップタイプを 1 カ所に 2 本ずつの 44 本設置しており、その配置状況は、夜間でも市民の方々が散策できるように、照明タイプを市役所本庁舎側の噴水周辺においては 1 本おきに、モニュメント「悠雄」から NHK 側においては、各ケヤキの間に 1 カ所ずつ設置しているところである。</p> <p>同公園の整備に当たっては、整備前と同じく 3 カ所の横断歩道を設置しているところであるが、横断歩道を利用しないで道路を横断する歩行者が鎖に足を取られ、転倒する事故が現在でも発生していることは認識しており、今後も広場を市民の方々に安全に利用していただくため、鎖に代わる対策として、車止めと車道との境に低木の植栽帯の設置を計画し、現在、工事発注に向けた手続きを進めているところであり、早期に着工できるよう取り組んでいきたいと考えているとの説明がなされた。</p> <p>委員会においては、本件の取扱いについて協議した結果、陳情の趣旨及び当局の対応を了として採択すべきものと決定。</p>			

番 号	陳 情 第 100 号	受理年月日	平 22. 12. 16
件 名	中小業者支援と地域経済活性化の緊急対策として「住宅リフォーム助成制度」の創設を求めることについて		
結 果	平成 23. 12. 16 第 4 回定例会で採択		
付託委員会	建設委員会		
<p>(委員会における審査経過)</p> <p>本件は、中小業者支援と地域経済活性化の緊急対策として「住宅リフォーム助成制度」を創設するよう要請されたものである。</p> <p>本件に対する当局の考え方や対応状況等について伺ったところ、平成 23 年 7 月 1 日時点における同制度に関する取組状況について、本市を除く中核市 40 市を対象に調査を行った結果、9 市で制度を設けているほか、制度創設を予定している都市が 5 市、調査・検討中の都市が 13 市であった。これらの制度を設けている都市においては、経済対策をその事業目的としており、実施期間については、1 年から 2 年に限定している都市が多く、補助率については、住宅改修工事費の 5%から 15%、助成限度額については、3 万円から 30 万円となっていた。その後、改めて調査を行ったところ、新たに 2 市が制度を設け、10 月末時点における実施都市は 11 市となっている。</p> <p>また、市内の建築関連業者の住宅リフォームの受注状況や今後の見通し、経営状況を把握するため、県住宅リフォーム推進協議会の構成員である 13 団体に対して、同制度に関する意向調査を行ったところ、昨今の経済情勢の影響を受け、多くの団体において厳しい経営状況が続いているとのことであり、経済活性化対策を求める声が多く寄せられたところである。</p> <p>これらの状況を踏まえると、地域経済の活性化と雇用の安定を図るため、市内業者が施工する住宅リフォームに対し助成を行うことは、本市の住宅リフォーム需要を喚起し、それに伴い、住宅関連産業への波及効果も見込まれることから、地域経済へのカンフル剤となるとともに、小規模零細業者への支援にもつながるものと考えている。さらには、建物の長寿命化や質の向上が図られることで、良好な居住環境の確保や安心安全な住まいづくりにも役立つものと考えており、現在、同制度の導入に向け、検討を進めているところであるとの説明がなされた。</p> <p>委員会においては、本件の取扱いについて協議した結果、陳情の趣旨及び当局の対応を了として採択すべきものと決定。</p>			